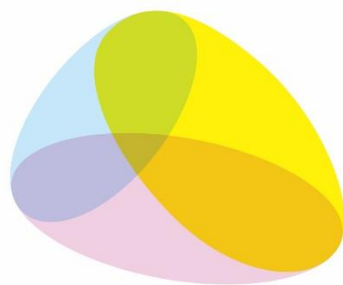


外国人材拡大プレイス キックオフセミナー

～【受入機関の視点から】監理団体と送出機関の選び方～



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

全国社会福祉法人経営者協議会
外国人介護人材特命チーム 濱田 和則

1.福祉人材をめぐる動向と国の人材確保策

人口構造の局面の変化

「高齢者の急増」⇒「**現役世代の急減**」

2025年問題＝「少子高齢社会」

(団塊世代が後期高齢者に)

高齢者人口（65歳以上及び、75歳以上）の急増 等

2025年以降、
現役世代（生産年齢人口）が急減

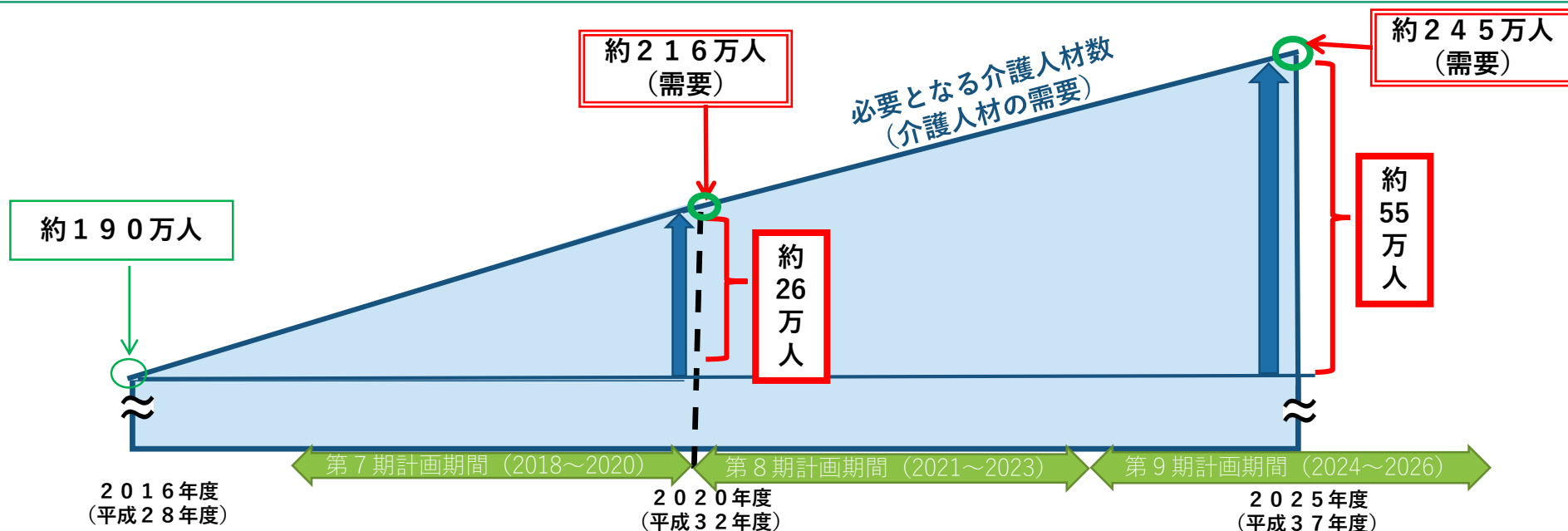
2040年問題＝「少子高齢・人口減少社会」

(団塊ジュニア世代が高齢者に)

1. 福祉人材をめぐる動向と国の人材確保策

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

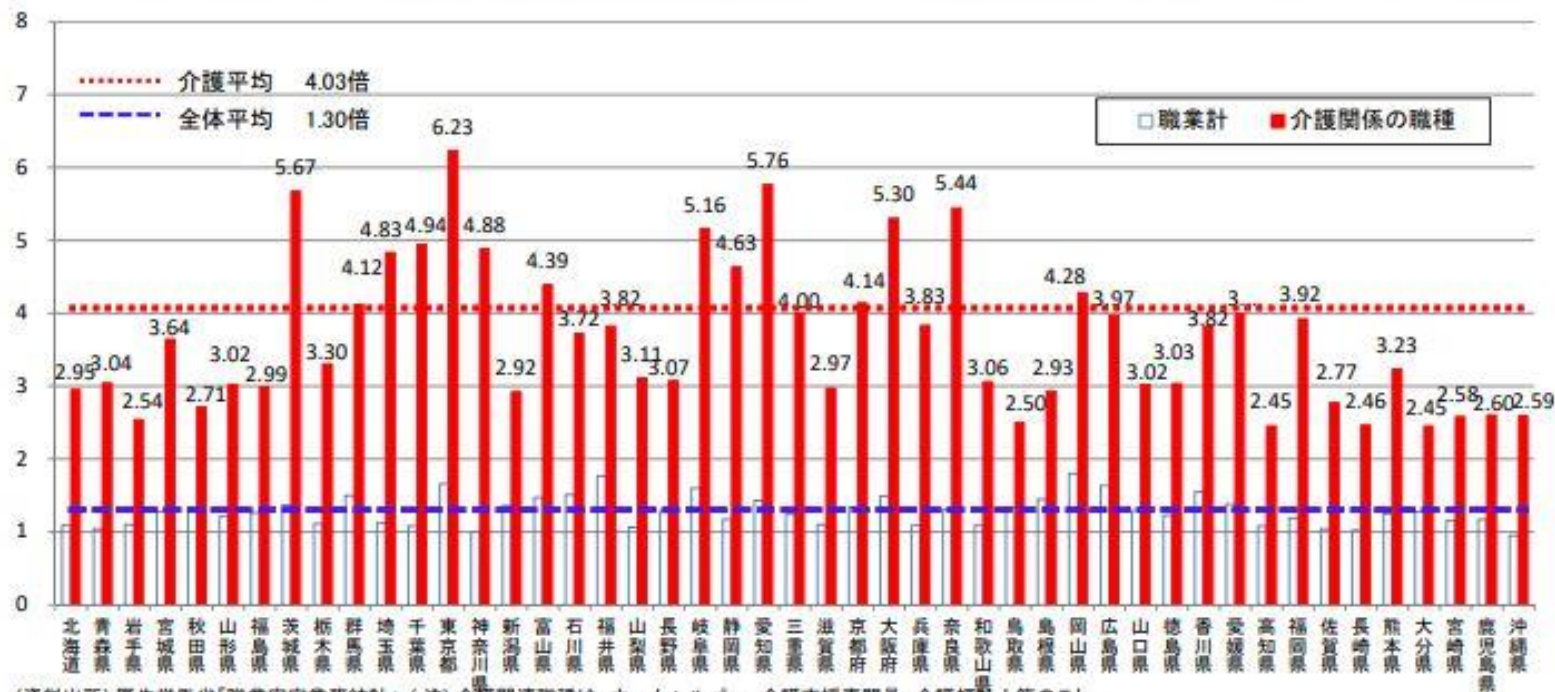
注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

1.福祉人材をめぐる動向と国の人材確保策

人手不足の現状（介護分野の有効求人倍率・都道府県別）

都道府県別有効求人倍率（令和2年3月）と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」（注）介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

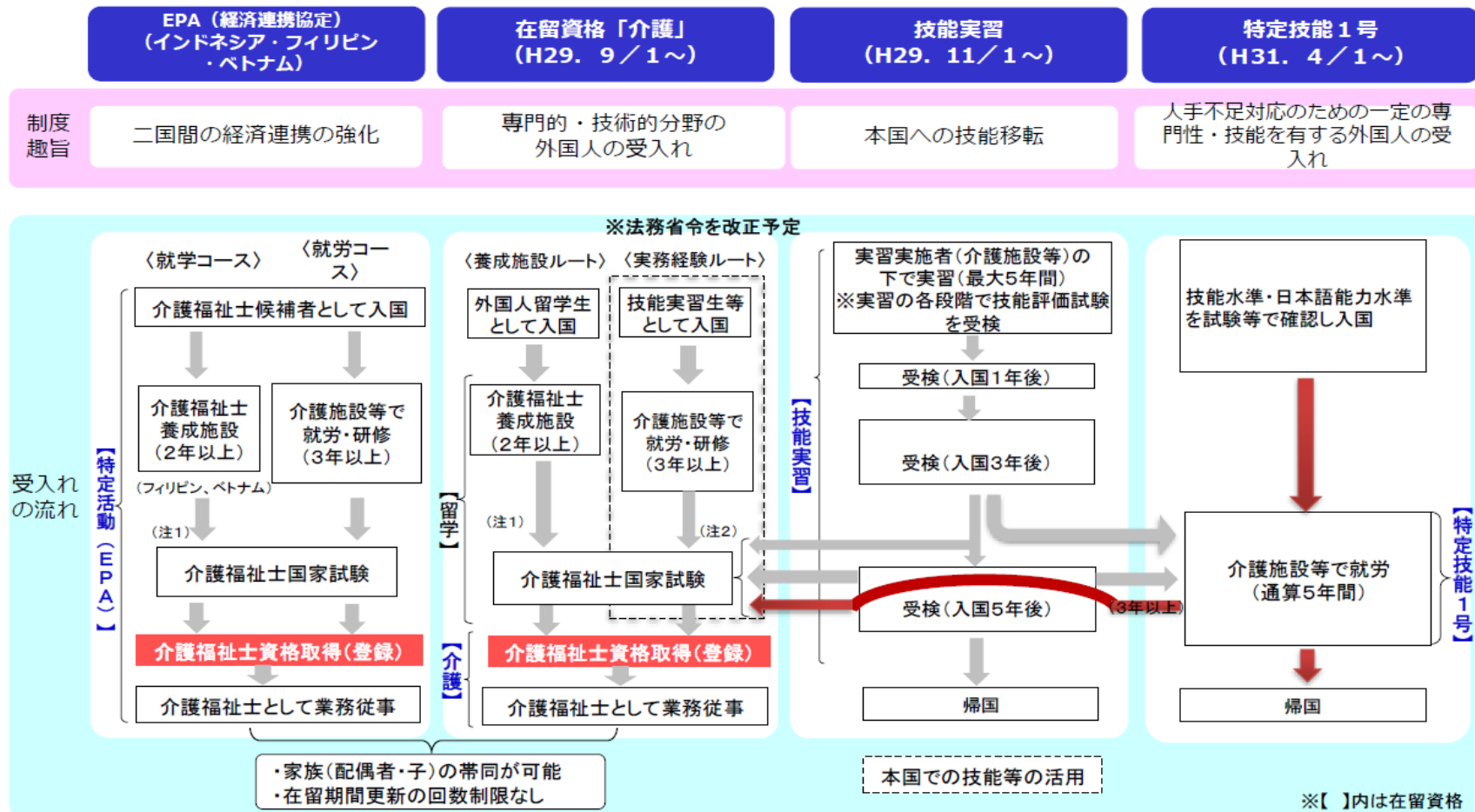
※都道府県名順の（ ）内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人		146.9万人		26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>		<10.9%>		<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人		194.6万人		29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>		<14.1%>		<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年3月推計）」より作成

1.福祉人材をめぐる動向と国の人材確保策

【参考】外国人介護人材受入れの仕組み



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

2. 監理団体と社会福祉法人

監理団体・・・技能実習生の入国時に実習生に対して、
座学講習や、受入先での訪問指導・監査を行う

【技能実習制度】

社会福祉法人においては、「**団体監理型**」による受入れを行う

※監理団体との連携が必要不可欠



自法人の**理念、ビジョン**にマッチし、
安心して働くことのできる職場環境づくりに向けて、
共に励むことのできる監理団体の選定が重要

3. 監理団体の選定ポイント

その 1 受入れ実績・費用

監理団体には、実習実施者（社会福祉法人等）に対し、定期監査・訪問指導を行う義務があります。

まずは、受入れを考えている施設・事業所に送出しができるかどうか確認したうえで、どのような送出機関と連携しているのか、また、これまでに受入れを行った人数や国、受入れにかかる費用等を確認しましょう！

その 2 特定監理事業、一般監理事業

監理団体の認可には2つの区分があります。

一般監理事業の許可を得るためには、一定の要件をクリアし、「優良な監理団体」として認められる必要があります。

監理団体の「優良要件」として、実習生の合格率などが考慮される監理団体としても優良な実習実施者(社会福祉法人等)と付き合うことにメリット



監理団体からも「選ばれている」ということを意識！

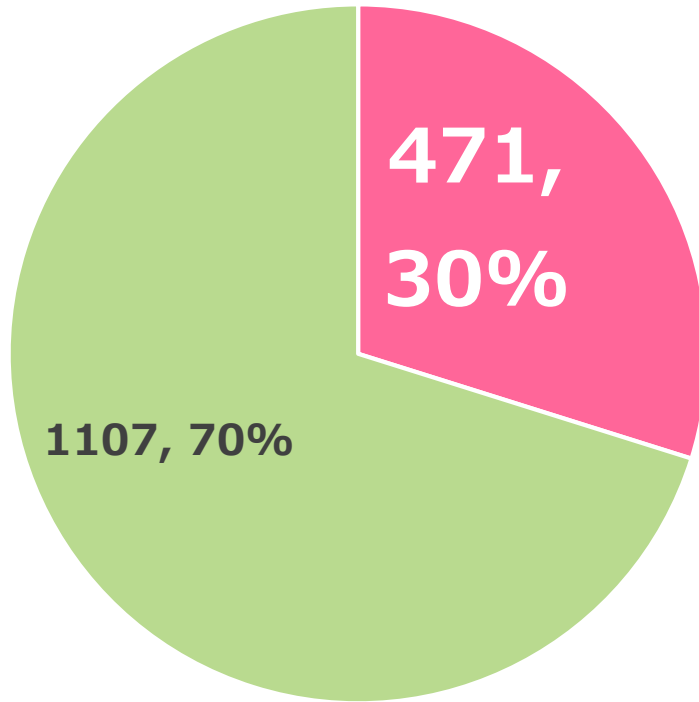
3. 監理団体の選定ポイント

その 3 監理・教育・サポート体制

- 統括管理する役割である「監理責任者」がどのような人物か、良好な関係が築けそうかどうか、チェックしましょう。
- 技能実習計画は、詳細な計画を具体的に記載することが求められます。監理団体の技能実習計画作成指導担当者（計画作成をサポートする役割）がどのような人物か、適切な支援が受けられるかどうか確認しましょう。
- 定期監査（3か月に1回以上）について、監査の具体的な内容とともに、定期監査担当者の実績、介護業務等の経験などを確認しましょう。
- 訪問指導（少なくとも1か月に1回以上）について、どのような指導が受けられるかどうか、「指導担当者＝技能実習計画作成指導担当者」であるかどうか、確認しましょう。
※「指導担当者＝技能実習計画作成指導担当者」であることがのぞましいとされています
- 入国後、それぞれの科目について、どのような講習がおこなわれているのか、確認しましょう。
- 相談の受付時間、母国語の対応可否、実績など、相談支援体制を事前に確認しましょう。

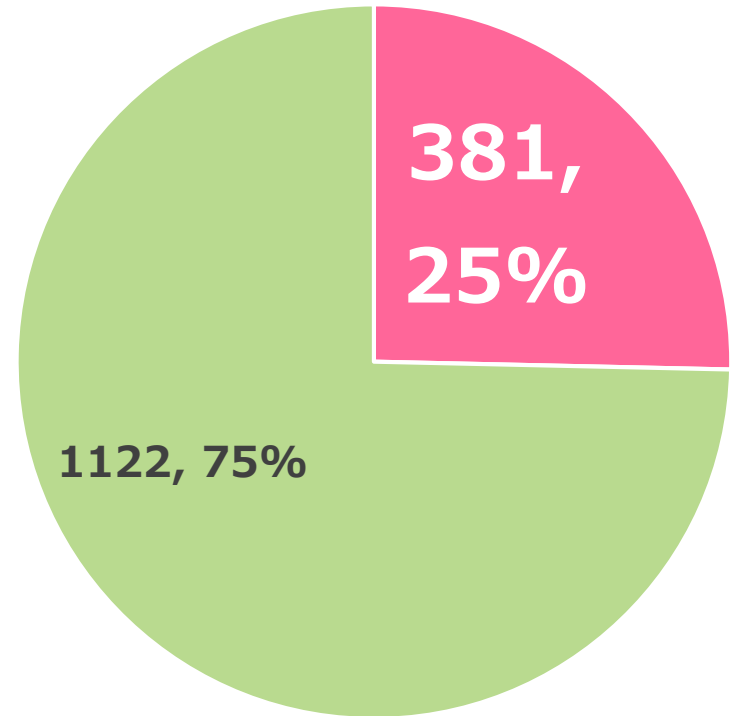
3. 監理団体の選定ポイント

監理団体数（特定監理事業）



■ 介護職種有

監理団体数（一般監理事業）



■ 介護職種無

2020/8/6時点

約850のなかから探す必要 ⇒ 選定するためのものさがしが重要！

4.外国人介護人材受入れガイドライン

外国人介護人材受入れガイドライン

外国人介護人材が安心して働くことのできる環境を整備し、社会福祉法人と外国人介護人材、関係機関等とが良好な関係を構築できるよう、受入に際してチェックすべきポイントを整理したもの

経営協会員法人の皆さまは
右記QRよりダウンロードできます



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

外国人介護人材受入れガイドライン 【参考資料】 Ver 1.0

1. 世界の高齢化率の推移	1
2. 欧州諸国における外国人介護人材の動向	2
3. 送出し国に関する公開情報の整理	5
4. 【対象：外国に所在する送出機関】調査の概要・結果	12
5. 【対象：監理団体・登録支援機関】調査の概要・結果	15
6. 外国人介護人材特命チーム 委員名簿	20

全国社会福祉法人経営者協議会 福祉人材対策委員会 外国人介護人材特命チーム

外国人介護人材受入れガイドライン 【参考資料】

送出し国の人口動態、社会・経済の状況、
教育レベル、宗教等の情報を整理したもの